

(別紙)

特例監理技術者の配置を行う場合の条件

本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は、以下の①から⑩の要件を全て満たさなければならない。

① 本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

③ 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。

ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所（地域事務所）管内及び隣接土木事務所（地域事務所）管内の宮城県内で施行される工事でなければならない。なお、県発注工事に限らず、国、県内市町村発注の宮城県内で施工される工事も対象とする。

⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

⑨ 専任補助者を配置しない工事であること。

⑩ 維持管理業務同士は兼務できない。

※24時間体制で応急処理工や緊急巡回等が必要な業務等

⑪ 配置技術者の追加専任を必要としないもの。